

千葉県教育委員会告示第6号

千葉県生涯学習センター設置管理条例（平成12年千葉県条例第66号）第18条第1項の規定により千葉県生涯学習センターの指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年12月26日

千葉県教育委員会

1 施設の名称

千葉県生涯学習センター

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

公益財団法人千葉県教育振興財団

理事長 深山 秀文

千葉県中央区弁天3丁目7番7号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで